

報告第1号

行田市地域公共交通会議設置要綱第3条第1号に規定する委員の指名について

行田市地域公共交通会議設置要綱（平成22年告示第177号）第3条第1号の規定に基づき、令和5年4月1日をもって、行田市長から行田市市民生活部長が指名されたので報告する。

令和5年4月20日提出

行田市地域公共交通会議  
会長 鴨田和彦